

公立大学法人静岡文化芸術大学ダイバーシティ推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学ダイバーシティ推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程におけるダイバーシティとは、すべての構成員が人種、国籍、性別、性自認、性的指向、障害の有無等の事由によって差別・排除されることなく、互いの多様性を理解し、尊重し合うことをいう。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1)副学長
- (2)学部長
- (3)教務部長
- (4)学生部長
- (5)事務局長

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

- (1)ダイバーシティ推進に関する調査、企画立案及び実施
- (2)ダイバーシティに係る学生支援
- (3)ダイバーシティへの理解促進と環境整備
- (4)その他ダイバーシティに関する必要な事項

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

- 2 会議は委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要あるときは特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会については別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務室及び当該事案を所管する室において処理する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 静岡文化芸術大学男女共同参画推進委員会設置要領(平成30年7月3日施行)は、廃止する。
- 3 静岡文化芸術大学障害学生修学支援規程(平成28年4月1日施行)は、廃止する。
- 4 静岡文化芸術大学障害学生修学支援委員会細則(平成28年4月1日施行)は、廃止する。